

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

被保険者証（保険証）の更新について

= 平成21年8月から保険証が新しくなります =

現在ご使用いただいている保険証の有効期限は、平成21年7月31日までとなっています。新しい保険証を7月中に交付（郵送等）いたしますので、記載内容をご確認いただき大切にお使いください。

有効期限が切れた保険証は、破棄していただくか、福祉保健部 長寿支援課（または南・北福祉保健センター、美津島・峰・上対馬の地域活性化センター担当窓口）までお返しください。

保険料の納付が滞っている方には、有効期間が短い保険証となる場合があります。

平成21年度における保険料の軽減措置について

所得が少ない方は、次のとおり保険料が軽減されます。

世帯内の「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の方は、平成20年度と同様に均等割が8.5割軽減となります。

の方のうち、世帯内の「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者全員」が、年金収入80万円以下でその他の各種所得がない世帯の方は、均等割が9割軽減となります。

所得割を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額）が58万円以下（年金収入が153万円以上211万円以下）の方は、平成20年度と同様に所得割が5割軽減となります。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入する前日まで、会社などの健康保険等（国民健康保険は除く）の被扶養者であった方は、平成20年度と同様に均等割が9割軽減となります。

上記の軽減措置以外に、所得状況に応じて均等割額の5割又は2割軽減の制度があります。

これらの軽減措置については、あらためて手続きをしていただく必要はありません。

問い合わせ

対馬市 福祉保健部 長寿支援課 0920 - 58 - 1117
又は 長崎県後期高齢者医療広域連合 095 - 816 - 3930

行政相談委員の紹介

行政相談員は、社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する人の中から総務大臣が委嘱するものです。

地域の身近な相談役として、行政の仕組みや手続きなどに関する相談を受け、相談者への助言や関係機関への通知などの仕事を無報酬で行います。

行政相談員 樺島悦三、小島徳重、松井雅美、島井利和、今林勝正、古藤精一
(厳原) (美津島) (豊玉) (峰) (上県) (上対馬)

国民健康保険限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日です。

国民健康保険の限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証は、8月1日で更新となります。

1. 70歳以上75歳未満の高齢受給者の方

下記の「区分」又は「区分」に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。（該当する方には通知します）

- ・区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税である人
 - ・区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人
- 認定証を医療機関の窓口に表示すれば、自己負担限度額及び入院時の食事標準負担額は、下表のとおりとなります。

【1ヶ月の自己負担限度額】区分につきましては、認定証に表記しています。 【1食あたりの入院時食事標準負担額】

| 区 分 | 外来のみ | 入院 + 外来 | 区 分 | 標準負担額 |
|-------------|---------|---|-------------|-----------------------|
| 一般(住民税課税世帯) | 12,000円 | 44,400円 | 一般(住民税課税世帯) | 260円 |
| 一定以上所得者 | 44,400円 | 80,100円 + <医療費 267,000円> × 1% (4回目以降の場合 44,400円) | 区分 | 90日までの入院 |
| 区分 | 8,000円 | 24,600円 | | 90日を越える入院(過去1年間の入院日数) |
| 区分 | | 15,000円 | 区分 | 100円 |

2. 70歳未満の被保険者の方

限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証の交付を受けようとする場合は、国民健康保険担当窓口申請してください。

1) 限度額適用認定証：70歳未満の国民健康保険被保険者の方で、入院中または入院の予定がある方は、限度額適用認定証の交付を受けることができます。（ただし、国民健康保険税の滞納がある場合は、認定証の交付を受けることができませんのでご注意ください。）限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示すれば、入院時の一部負担金の支払いは、限度額までとなります。

なお、次の場合は、医療機関の窓口で自己負担額を支払われたうえで、高額療養費の申請が必要となります。

限度額適用認定証の交付を受けていない場合。限度額適用認定証の交付を受けていても、外来や複数の医療機関を受診され、自己負担額が限度額を超える場合。

自己負担限度額は、次のとおりです。

【1ヶ月の自己負担限度額】区分につきましては、認定証に表記しています。）

| 所得区分 | 自己負担限度額 |
|------------------------------------|---|
| 上位所得者: A (基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯) | 150,000円 + <医療費 - 500,000円> × 1% (83,400円) |
| 一般: B | 80,100円 + <医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円) |
| 低所得者(住民税非課税世帯): C | 35,400円(24,600円) |

()の金額は、過去1年以内に、同一世帯で、3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の自己負担限度額。

2) 標準負担額減額認定証：標準負担額減額認定証の交付を受けることができる方は、住民税が課税されていない世帯に属する方です。標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に表示された場合の入院時の食事標準負担額は、次のとおりです。

【1食あたりの入院時食事標準負担額】

| 区 分 | 標準負担額 |
|-------------|-----------------------|
| 一般(住民税課税世帯) | 260円 |
| 住民税非課税世帯 | 90日までの入院 |
| | 90日を越える入院(過去1年間の入院日数) |

詳しくは、担当窓口にお尋ね下さい。

| | | | |
|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 市役所福祉保健部健康保健課(豊玉) | 0920(58)1579 | 南福祉保健センター(厳原) | 0920(53)6111 |
| 北福祉保健センター(上県) | 0920(84)2313 | 美津島地域活性化センター住民生活課 | 0920(54)2271 |
| 峰地域活性化センター住民生活課 | 0920(83)0304 | 上対馬地域活性化センター住民生活課 | 0920(86)3112 |

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間（毎年8月～7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

～このように負担が軽減されます～

夫婦2人世帯の例（ともに72歳・市町村民税非課税）

これまで、例えば、1年間で、医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、年間の負担額が50万円であったものが、



これからは、年間50万円を支払った後、支給申請をすると、基準額：31万円（世帯員全員が市町村民税非課税の場合）を超えた金額（19万円）をお返しすることにより、年間の負担額が31万円にとどまります。

平成21年度の支給要件・支給額

世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、平成20年8月～21年7月末にお支払いされた医療保険・介護保険の自己負担額が次の基準額を超える場合に、その超えた金額を支給します。
（平成20年4月～平成21年7月末の16ヶ月間の自己負担額が、次のカッコ内の基準額を超える場合には、その超えた額と上記の支給額を比べ、大きい額を支給します。

70～74歳の方

| | |
|-------------------------------|------------|
| 高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合..... | 67万円（89万円） |
| ・ 以外の場合..... | 56万円（75万円） |
| 世帯員全員が市町村民税非課税の場合..... | 31万円（41万円） |
| のうち、世帯員全員の所得が一定以下 の場合..... | 19万円（25万円） |
| 年金収入80万円以下等 | |

70歳未満の方

| | |
|--------------------------|--------------|
| 世帯員全員の合計所得が一定以上 の場合..... | 126万円（168万円） |
| 合計所得600万円を越える場合 | |
| ・ 以外の場合..... | 67万円（89万円） |
| 世帯員全員が市町村民税非課税の場合..... | 34万円（45万円） |

申請手続きについての留意点

支給対象のとなる被保険者の方には、12月頃にお知らせします。

お知らせが来た場合には、下記の窓口申請してください。

ただし、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

平成20年4月から平成21年7月末までの間に、

- ・ 市町村を超えて転居された方
- ・ 他の医療保険から国民健康保険に移られた方

具体的な手続きやご不明な点については、下記の窓口までご相談ください。

| | | | |
|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 市役所福祉保健部健康保健課（豊玉） | 0920（58）1579 | 南福祉保健センター（厳原） | 0920（53）6111 |
| 北福祉保健センター（上県） | 0920（84）2313 | 美津島地域活性化センター住民生活課 | 0920（54）2271 |
| 峰地域活性化センター住民生活課 | 0920（83）0304 | 上対馬地域活性化センター住民生活課 | 0920（86）3112 |